

## 写

### 宮城地方最低賃金審議会の意見に関する公示

#### 宮城労働局一般公示第9号

令和6年10月9日宮城地方最低賃金審議会から宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、宮城県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業若しくは純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、令和6年10月24日までに、宮城労働局長あて（仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎内）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和6年10月9日

宮城労働局長 小宅 栄作

## 記

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に係る宮城地方最低賃金審議会の意見の要旨

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域  
宮城県の区域

2 適用する使用者  
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、

## 写

情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
  - ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務
  - ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,012円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和6年12月15日